

法律名	電気事業法
施行年	昭和39年 H15年改正
目的	この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。（第1条）
対象者	電気事業をおこなうもの
規制対象事業規模	電気事業をおこなうもの
規制内容	<p>バイオマスで発電事業を行う場合は、卸供給事業者となるか、特定電気事業者となるか、特定規模電気事業者となるか、の3つの選択肢がある。</p> <p>卸供給事業者は電力会社に文字通り電力を卸す事業者（第2条）で、卸供給事業者となる場合は、通商産業大臣の許可を得て、発電場所を管轄する電力会社の行う入札に参加して電気を売る。</p> <p>特定電気事業者とは、特定の地点（学校や工場など特定の施設でも良い）に電力を供給する事業者（第2条）で、通商産業大臣の許可を得て電力を供給する。この場合は、他の2つと異なって、自前で送電設備などを整備する。</p> <p>特定規模電気事業者（第2条）となる場合は、通商産業大臣に届け出でし、特定需要規模（使用最大電力が2千キロワット以上、沖縄電力株式会社の場合は2万キロワット以上、施行規則第2条の2）のお客に電気を売る。</p> <p><u>卸供給事業と特定電気事業を始めるときは</u>、通商産業大臣の許可を得なければならない（第3条）。申請書の記載事項は、次の通り（第4条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所 2 . 供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点 3 . 電気事業の用に供する電気工作物に関する次の事項 発電用のものにあっては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力 ・ 事業計画書、事業収支見積書

許可の基準は、経理的基礎及び技術的能力がある、電気工作物の能力がその供給区域又は供給地点における電気の需要に応ずることができる、事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切である、など（第5条）。

また、許可を受けた日から10年（特定電気事業者の場合は3年）以内に、経済産業大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない（第7条）。

また、供給区域等の変更、電気工作物等の変更、事業の譲渡及び譲受け並びに法人の合併及び分割、設備の譲渡し、事業の休止及び廃止並びに法人の解散等のときは許可又は届け出が必要（第8から14条）

卸供給事業の料金については、「経済産業大臣に届け出した料金その他の供給条件によるのでなければ、卸供給を行つてはならない」（第22条）とあるが、但し書きで「一般電気事業者が実施する入札に応じて落札した供給条件により却供給を行うとき」は除外するとあり、電力会社との入札で料金設定できる。

特定電気事業者の料金については、電気の料金その他の供給条件を決めて、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様（第24条）。

特定規模電気事業を始めるときは、通商産業大臣に届け出なければならない。記載事項は氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項で、変更等の届け出では卸供給事業と特定電気事業の場合に準じている（第16条の2）。

発電器、変電機、送電線などの発電・送電設備を整備するに当たっては様々な規制がある。まず発電・送電設備は、一般電気工作物、事業用電気工作物、自家用電気工作物に分けられる（第38条）が、バイオマスの発電を事業として売る場合は事業用電気工作物の規制を、バイオマスの発電を自家用に使う場合は自家用電気工作物の規制をそれぞれ受ける。

事業用電気工作物の設置・変更の工事をする場合、その工事計画について経済産業大臣の認可、又は届け出でが必要（経済産業省令で定める者のみ、500kw以上、別表2がみつからず）（第47、48条）。事業用電気工作物は蒸気タービン（出力千キロワット以上）、ボイラー、ガスタービン（出力千キロワット以上）などである（施行規則第57条）。その工事の計画の変更をしようとするときも同様（第47条）。届け出後30日以降でないと工事できない（第48条）。

事業用電気工作物を設置する場合、事業用電気工作物の工事・維持・運用に関する保安を確保するため、保安規程を定め、事業用電気工作物の使用開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない（第42条）。この保安規定については規模の条件はない。また、その保安規定を守るため、主任技術者免状を持つ主任技術者を選任しなければならない。その主任技術者免状は次ぎの通り（第44条）。

- 第1種電気主任技術者免状
- 2 . 第2種電気主任技術者免状
- 3 . 第3種電気主任技術者免状
- 4 . 第1種ダム水路主任技術者免状
- 5 . 第2種ダム水路主任技術者免状
- 6 . 第1種ボイラー・タービン主任技術者免状
- 第2種ボイラー・タービン主任技術者免状

ボイラー発電の場合はボイラー・タービン主任技術者が必要になる。

自家用電気工作物を設置する場合、その自家用電気工作物の使用の開始の後、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない（第53条）。ただし、第47、48条で規定された事業用電気工作物の設置・変更の工事の認可・届け出でをしている場合はいらない。

自家用電気工作物を設置する場合は、経済産業大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる（第53条）。ただし、発電量が1000キロワット未満の場合は、電気保安協会などに保安業務を委託すれば選任しなくても良い（自家発電のみか？）。

備考	<ul style="list-style-type: none"> ・特定規模電気事業者となるには2000キロワット以上の発電能力と顧客の確保が必要なので、バイオマスの場合、実際は卸供給事業か特定電気事業者、または事業としてではなく自家用発電として利用するケースに限られるだろう。 ・利用促進については新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法を参照。
資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	炭化、機械的加工、熱化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、事業許可、施設計画、運営管理（有資格者、品質管理）、販売
関連法	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法